

宮津市で

結婚新生活 はじめませんか？

宮津市では、家賃・引越費用等、結婚に伴う
新生活を経済的に支援します！



対象世帯

夫婦ともに

39歳以下

補助金額

夫婦とも29歳以下で

最大 **60**万円

補助金額

夫婦とも39歳以下で

最大 **30**万円

結婚新生活支援事業



対象経費

結婚世帯の新生活に係る費用
(住宅賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用)

補助上限額

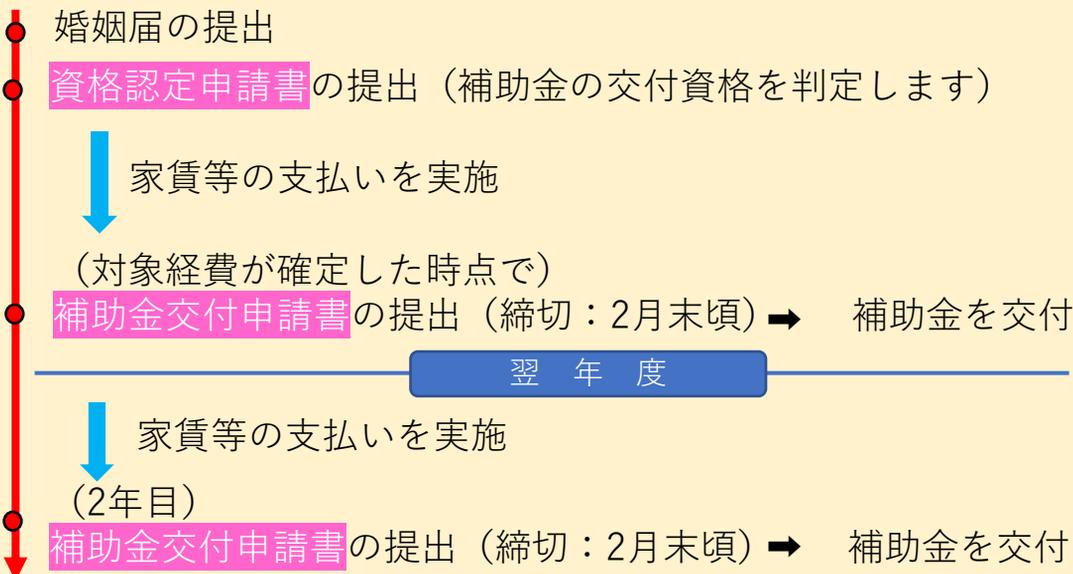
1世帯あたり

- ①夫婦とも29歳以下の世帯 … 60万円
- ②①以外の夫婦とも39歳以下の世帯 … 30万円

次の条件を満たす世帯が対象です

- ① ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ② ご夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
(所得は、年収から給与所得控除額を差し引いた金額であり、世帯年収では約670万円相当です)
※奨学金の返済がある場合は年間の返済額を控除できます
- ③ 補助金の申請年度に婚姻届を提出した世帯
(前年度1月～3月末までに婚姻届を提出した世帯も対象)
- ④ 宮津市に住所を有する世帯
(婚姻後の住所変更により宮津市に住所を有する予定の世帯を含む)

補助金交付申請等の流れ



申請書等は
コチラ

最大
2年
交付
可能

お問い合わせ・提出先 宮津市役所 企画財政部 移住定住・魅力発信課

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話：0772-45-1689